

令和2年5月25日
千葉県信用保証協会

**「緊急短期資金保証（新型コロナウイルス）」
の取扱期間延長について**

千葉県信用保証協会（会長 吉野 毅）は、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により被害を受けている中小企業者の方々に対して、令和2年2月14日（金）に緊急短期資金保証の指定する自然災害等に新型コロナウイルスを追加し、取扱期間を令和2年5月29日までとしていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による先行き不透明な情勢を踏まえ、県内中小企業者に対して引き続き金融機関と連携した速やかな資金繰り支援を行うため、本制度の取扱期間を令和2年12月31日まで延長します。

記

【制度概要】

制度名	緊急短期資金保証（新型コロナウイルス）
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直接的、間接的に被害を受け、事業の継続に支障を来している中小企業者の方 ※申込金融機関において被害状況が確認できた法人または個人
資金使途	運転資金
保証限度額	直近決算の平均月商の1ヵ月以内かつ1,000万円以内
保証期間	12ヵ月以内（据置期間含む）
返済方法	一括返済または分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～2.20% ※財務内容により決定されます。 ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。
担保	原則、無担保
保証人	原則、法人代表者のみ
取扱期間	令和2年2月14日（金）～ 令和2年12月31日（木）当協会保証申込受付分まで
申込先	最寄りの取扱金融機関

お申込みに際しては、当協会所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合もありますので、ご了承ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によるその他必要な運転資金等のご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（資金繰り相談窓口）】

本店 Tel 043-221-8111
松戸支店 Tel 047-365-6010

<お問い合わせ>
千葉県信用保証協会
業務企画課 永野・菅野
Tel 043-221-8185